

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する重要事項説明書

あなた（又は、あなたのご家族）が利用を検討されている介護予防支援、介護予防ケアマネジメント業務について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明しますので、わからないこと、わかりにくいことなどがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」第4条の規定に基づき、ご利用者にあらかじめ説明しなければならない内容を示したものです。

1. この契約の趣旨について

- 「要支援1」「要支援2」の方で介護予防訪問介護、介護予防通所介護を利用される方、「事業対象者」に該当になった方は、平成28年3月から介護予防・日常生活支援総合事業を開始するにあたり、この事業の対象者になります。
- 介護予防サービス、地域支援事業の利用にあたっては、「介護予防サービス・支援計画」作成等を行う必要がありますが、これらの業務は居宅支援事業所ではなく「志布志市指定介護予防支援事業所（志布志市地域包括支援センター）」があなたと契約を締結することになっています。

2. 志布志市指定介護予防支援事業所の概要（設置は平成18年4月1日です）

事業所名称	志布志市指定介護予防支援事業所 (志布志市地域包括支援センター)	介護保険指定事業所番号	(志布志市指定) 番号 4606800011
団 体 名	志布志市		
団体代表者	志布志市長 下 平 晴 行		
所 在 地 (連絡先)	鹿児島県志布志町志布志二丁目1番1号		
担当者名	電話 099-472-1111 (内線880) FAX 099-473-2203		
営業日	月～金 (祝日、年末年始を除く)	営業時間	8時30分～17時15分
職員体制	管理者(兼務)・保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員・介護支援専門員・看護師		

3. 介護予防支援、介護予防ケアマネジメントの内容および利用料等

介護予防支援の内容	提供方法	介護保険適用の有無	1ヶ月当たりの利用料
① 介護予防サービス・支援計画の作成	別紙に掲げる「介護予防支援業務の実施方法等について」を参照ください。	①～⑦は、一連業務として介護保険の対象となるものです。	介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント費 無 料
② 介護予防サービス事業者等との連絡調整			
③サービス実施状況の把握、評価			
④利用者状況の把握			
⑤給付管理			
⑥要介護認定等の申請に対する協力、援助			
⑦相談業務			

【ご注意】

※ 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに対しては、利用者の負担はありません。ただし、介護保険が適応される場合であっても、利用者の保険料滞納等があった場合は、給付制限が発生して、保険給付金を直接事業所に支払っていただき、サービス証明書を発行することになります。この証明書を志布志市の窓口に提出すると払い戻しされる場合があります。

4. 介護予防支援、介護予防ケアマネジメント業務の一部委託

志布志市介護予防支援事業所は、業務の一部を志布志市地域包括支援センター運営協議会で承認された指定居宅介護支援事業所に委託できるものとします。

5. 介護予防支援、介護予防ケアマネジメント（介護予防サービス・支援計画等）を行う受託事業所
介護予防支援を志布志市指定介護予防支援事業所から受託する事業所

受託事業所の名称		介護保険指定事業所番号	(指定)番号
代表者名			
所 在 地 (連絡先)			
担当者名	電話 FAX		
営業日		営業時間	

6. 介護予防サービスのご利用にあたってのご注意

- 福祉用具の貸与については、平成 18 年 4 月 1 日からの介護保険制度改正に伴い、「要支援 1」「要支援 2」「要介護 1」の方については、下記の福祉用具が保険給付の対象外となります。

《保険給付の対象外となる福祉用具》		
■介護用の特殊寝台(付属品含む)	■車いす(付属品含む)	
■床ずれ防止用具と体位変換器	■認知症老人徘徊感知器	■移動用リフト

- また、「日常的に起き上がりが困難」「日常的に寝返りが困難」など、国が定める条件を満たす方については、例外的に今後も引き続き利用が認められています。

7. 利用者の居宅への訪問頻度のめやす

地域包括支援センターの担当職員（又は受託事業所の介護支援専門員）が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度は、おおむね 3 ヶ月に 1 回となります。（サービスの提供を開始する月、提供開始月の翌月から起算して 3 月に 1 回などがめやすになります。）

但し、上記の回数以外にも、利用者からの依頼や介護予防支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、利用者の居宅を訪問することができます。

8. 秘密の保持と個人情報の保護について

- (1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

志布志市指定介護予防支援事業所または受託事業所の担当者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

- (2) 個人情報の保護について

志布志市指定介護予防支援事業所または受託事業所の担当者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。

志布志指定介護予防支援事業所または受託事業所の担当者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意を持って管理し、また、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

9. 介護予防支援業務に関する相談・苦情について

志布志市指定介護予防支援事業所 (平成 18 年 4 月 1 日開設)	所 在 地 志布志市志布志町志布志二丁目 1 番 1 号 電話番号 099-472-1111(880) ファックス番号 099-473-2203 受付時間 8:30～17:15(月～金)
【受託事業者の窓口】 名称	所 在 地 電話番号 受付時間 ファックス番号
【市町村の窓口】 志布志市健康長寿課	所 在 地 志布志市志布志町志布志二丁目 1 番 1 号 電話番号 099-472-1111(代表) ファックス番号 099-473-2203 受付時間 8:30～17:15 (月～金)

10. 重要事項の説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和	年	月	日
-----------------	----	---	---	---

上記内容について、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」第 4 条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	志布志市志布志町志布志二丁目 1 番 1 号
	法人名	志布志市
	代表者名	志布志市長 下平 晴行 印
	事業所名	志布志市指定介護予防支援事業所
	説明者氏名	印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	志布志市
-----	----	------

氏名	印
----	---

上記代理人	(代理人を選定した場合)
-------	--------------

住所

氏名	印
----	---